

## ○ 京都府議会安心・安全な暮らしに関する 特別委員会規程

(令和5年5月26日)

### (設置)

**第1条** 京都府議会に安心・安全な暮らしに関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (調査)

**第2条** 委員会は、自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

### (構成)

**第3条** 委員会は、委員12人をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

## 附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。